

平成21年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数 (許可)		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,444 床	683 床	385 床	376 床
精神病床	38 床	38 床	—	—
感染症病床	12 床	12 床	—	—
結核病床	58 床	—	58 床	—
合 計	1,552 床	733 床	443 床	376 床
イ 年間患者数				
入 院	473,577 人	229,976 人	120,085 人	123,516 人
外 来	816,646 人	439,956 人	153,670 人	223,020 人
ウ 1日平均患者数				
入 院	1,297 人	630 人	329 人	338 人
外 来	3,279 人	1,818 人	635 人	826 人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	2,631,676 千円
イ 施設改良工事	88,323 千円
ウ 医療器械整備事業	738,000 千円
エ 資産購入費	36,452 千円
オ 看護職員宿舍整備事業	2,003,810 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	36,242,721 千円
第1項 医業収益	30,132,727 千円
第2項 医業外収益	6,108,890 千円
第3項 特別利益	1,104 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	37,987,531 千円
第1項 医業費用	36,628,923 千円
第2項 医業外費用	1,196,462 千円
第3項 特別損失	152,146 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,546,362千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,246千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 2,530,116千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 病院事業資本的収入	6,068,094 千円
第1項 企業債	5,355,000 千円
第2項 固定資産売却代金	2 千円
第3項 補助金	2 千円
第4項 負担金	713,090 千円

支 出

第 1 款	病院事業資本的支出	8,614,456 千円
第 1 項	建設改良費	5,498,261 千円
第 2 項	企業債償還金	3,116,195 千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	
1	病院事業資本的支出	1 建設改良費	井田病院再編整備事業	15,743,139 千円
	年度		年割額	
	平成 21 年度		2,584,116 千円	
	平成 22 年度		2,969,931 千円	
	平成 23 年度		5,400,977 千円	
	平成 24 年度		1,267,911 千円	
	平成 25 年度		3,359,636 千円	
	平成 26 年度		160,568 千円	
	計		15,743,139 千円	

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 井田病院再編整備事業	千円 2,620,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0 % 以 内	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	738,000			
3 看護職員宿舍整備事業	1,997,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,071,915千円

(2) 交際費 1,119千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,328,825千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,592,795千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	器械備品 X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	2式

平成21年 2月18日提出

川崎市長 阿部 孝夫